令和８年度

入 園 の し お り

令和７年 10 月　　福崎町教育委員会　学校教育課

もくじ

1．教育・保育給付認定について（P.1）
2．申請について（P.2）
3．利用者負担額（保育料）について（P.4）
4．幼児教育・保育の無償化について（P.5）
5．その他の手続きについて（P.7）
6．町内認定こども園について（P.7）
●　記載例（P.9～）

受付期間・受付場所

	申請方法	受付期間
１次	窓口	令和７年 10 月１日(水)～令和７年 11 月 14 日(金)17：15
	電子	令和７年 10 月１日(水)～令和７年 11 月７日(金)23：59
２次	窓口	令和７年 11 月 17 日(月)～令和８年１月 30 日(金)17：15
	電子	令和７年 11 月 17 日(月)～令和８年１月 23 日(金)23：59

◎教育認定（１号）の公立園の場合…学校教育課
◎教育認定（１号）の私立園の場合…各認定こども園
◎保育認定（２・３号）の場合…学校教育課
電子申請でも受付が可能です。システム調整のための休止時間を除き、24 時間受付可能です。
保育認定で町外の施設を希望する場合も、学校教育課に申請してください。事前に施設が所在する市町に申込期限等を確認し、１週間前までに申請してください。

（窓口申請は、土・日・祝・年末年始閉庁日を除く）

町内認定こども園一覧

	名　　称	所　在　地	電　　話
公立	田 原 幼 児 園	福崎町西田原 1263 番地４	0790－22－1032
	八 千 種 幼 児 園	福崎町八千種 276 番地２	0790－22－1207
	福 崎 幼 児 園	福崎町福崎新 448 番地３	0790－22－1091
	高 岡 幼 児 園	福崎町高岡 1956 番地 33	0790－22－3960
私立	姫 学 こ ど も 園	福崎町南田原 2062 番地	0790－22－5480
	サルビアこども園	福崎町山崎字清水 617 番地７	0790－22－1313

詳しい施設情報は福崎町 HP に掲載しています

お問い合わせ先

名　　称	所　在　地	電　　話
福崎町教育委員会 学校教育課子育て支援係	679-2280 福崎町南田原 3116 番地の１	0790－22－0560（内線 253）

１．教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する際に、お住まいの市町村で、子どもの年齢、希望する内容に応じた認定を受ける必要があります。

下記の３区分に加え、令和元年１０月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。※詳しくは５ページ以降を参照してください。

認定区分	対象の子ども（年齢/教育・保育の別）		利用できる施設
１号認定	満３歳以上	保育の必要性の認定を受けない	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上	保育を必要とする事由に該当し保育の必要性の認定を受ける	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満		

《保育を必要とする事由》

２号・３号認定を受ける方は、下記のいずれかの事由に該当することが必要です。

必要事由	保育を必要とする状況	認定可能期間
就労	保護者が就労している（月 48 時間以上の就労を常態としている）。	就労している期間
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。	出産（予定）日から起算して８週間前の日が属する月の初日から出産（予定）日の８週後の翌日の属する月末まで
疾病・障がい	保護者が病気やけがである。心身に障がいがある。	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	保護者が親族（長期入院等をしている親族を含む。）を介護・看護している。（月 48 時間以上の介護等を常態としている。）	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	必要な期間
求職活動（起業準備）	保護者が継続的に求職活動中である。	入園月から数えて３ヶ月後の末日まで
就学	保護者が就学している（職業訓練を含む）。	就学している期間
育児休業	就労時から既に保育所等を利用していて、継続利用が必要である場合（新規入所の子どもは対象外）。育児休業中の転園は出来ません。	出生した子どもが、満１歳に達する日の属する年度の末日まで

※認定可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退園となります。継続して入園を希望する場合は、期限月の 15 日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）までに申請が必要です。

《保育必要量》

保育必要量とは、「保育を必要とする事由」と保護者の状況に応じて必要とする保育時間のことで、「保育短時間」と「保育標準時間」のいずれかで認定します。

		保育を必要とする事由							
		就労	妊娠・出産	疾病・障がい	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業中
区分	標準時間	○	○	○	○	○	－	○	－
	短時間	○	○	○	○	○	○	○	○

※保護者の就労等の状況に応じて認定する為、希望した保育必要量にならない場合があります。また、認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。私的な用事や買い物などの時間は含みません。お仕事のお休みの日や早めのお迎えが出来る日は、できるだけご家庭での保育をお願いいたします。

２．申請について

《申請に関する注意》
・出生前の子どもの申請はできません。出生後に申請をお願いします。
・書類の不備や未提出の書類があれば、受付できない場合や選考順位が下がる場合があります。
・１次受付の方から審査します。定員に空きがない場合など、申請しても利用できない場合があります。
・虚偽の内容で申請した場合は、入園の取消や退園になる場合があります。また、就労証明書の内容について、職場等に電話調査を行うことがあります。
・申請した内容から世帯状況や保育を必要とする状況等に変更があった場合は、必ず教育委員会に連絡してください。
・申請受付期間に申込みが出来ない場合も、随時受付しています。（前月 15 日締め切り）
・令和８年４月入園を希望する方の最終受付は、令和８年２月１３日（金）です。

電子申請する方へ

・マイナポータル「ぴったりサービス」へはこちらから→

・電子申請後に申込み内容の変更を希望する場合は、窓口にてお手続きが必要です。（電子申請で再提出することはできません。）
・添付書類の不足や不鮮明であった場合、申請内容に不備がある場合、学校教育課から連絡します。不足書類等については、窓口申請の締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は利用調整にかからないことがあります。

⚠ 育児休業給付金の延長手続きをする可能性のある方へ

育児休業給付金の手続きに申込書のコピーが必要となりますので、あらかじめご自身でコピーをお取りください。

《結果通知時期》

	結果通知時期（予定）	通知方法
１次	令和８年２月上旬	郵送
２次	令和８月２月下旬	郵送

・町外の施設を希望された場合、結果の通知時期が上記とは異なる場合があります。

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

	書類名	必要枚数	対象者
A	教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書（記載例 P.９）☆	申込児童１人につき１枚	窓口申請の人
B	保育を必要とする状況が確認できる書類	保護者１人につき１枚	２号認定・３号認定を希望する場合のみ
C	個人番号申告書（記載例 P.10）☆	世帯につき１枚	窓口申請の人
D	不動産売買契約書又は賃貸借契約書 （転入先住所、入居予定日の記載があるもの） ※提出がない場合、選考順位が下がります。	世帯につき１枚	入園希望月までに福崎町内に転入予定の場合のみ

B.　保育を必要とする状況が確認できる書類（２号認定・３号認定を希望する場合のみ）
父・母２名分（ひとり親家庭は、父または母分）が必要です。なお、ひとり親家庭の場合は事由が確認できる戸籍謄本も添付してください。

事由		必要書類（①・②と記載があるものは両方必要です）
就労	事業所等に雇用されている場合（会社員・公務員・パート・派遣社員等）	就労証明書☆ ※勤務先で証明を受けてください。 ※就労証明書の提出が困難な場合は、就労証明書の代わりに「就労内容・求職活動に係る誓約書」☆を提出してください。 ※育児休業取得中の方は、就労証明書の【９.育児休業の取得】と【11.復職（予定）年月日】についても証明を受けてください。
	自営業の方（個人事業主）	①就労証明書☆ ②最新の確定申告書、開業届、営業許可証等のうちいずれか一つ
	自営業の方（協力者）	①就労証明書☆ ②最新の自営業主の確定申告書（屋号・自営業主氏名が確認できるページと協力者に給与賃金が支払われていることが確認できるページの２カ所）、協力者の源泉徴収票、雇用保険被保険者証の写し等のうちいずれか一つ
	内　　職	内職証明書☆
妊娠・出産		母子健康手帳の「表紙」及び「出産予定日」記載面の写し
疾病・障がい		○障がいにより下記の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳、療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳の写し ○上記以外の方 診断書☆
介護・看護		①身体障害者手帳（１級･２級）、療育手帳（A）、 精神障害者保健福祉手帳（１級）、 介護保険被保険者証（要介護３～5）の写し、診断書の写し等 ②介護・看護状況申告書☆
災害復旧		り災証明書
求職活動		就労内容・求職活動に係る誓約書☆
就　　学		①在学証明書や学生証、②時間割、カリキュラム等

C.　個人番号申告書
申請の際は、個人番号の提供が必要です。申請時に「番号確認」と「本人確認」を行いますので①番号確認書類と②本人確認書類（下記のいずれか）をご提示ください。

①	個人番号確認書類（右記のうち１点）		・個人番号カード（裏面）（下記②の本人確認書類は不要） ・個人番号が記載された住民票等
②	本人確認書類	顔写真付き身分証明（１点のみ）	・個人番号カード（表面）　・運転免許証 ・パスポート　・住基カード（写真有） ・療育手帳　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		その他の確認書類（２点必要）	・各種健康保険資格確認書　・各種共済組合の組合証 ・年金手帳　・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書　・介護保険被保険者証

・保護者（申請者）が来庁する場合は、保護者（申請者）の番号確認及び本人確認を行います。
・保護者（申請者）以外の代理人が申請する場合は、保護者（申請者）が個人番号申告書の委任状欄を記入してください。保護者（申請者）の番号確認、代理人の本人確認を行います。

3．利用者負担額（保育料）について

・利用者負担額は、子どもと同一世帯に属して生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合算額によって決定します。なお、住宅借入金特別控除、寄附金控除、配当控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の市町村民税額で計算します。
・令和８年４月から８月までの利用者負担額は、令和７年度市町村民税額（令和６年１月～令和６年 12 月の収入に対する税額）、令和８年９月から令和９年３月までの利用者負担額は、令和８年度市町村民税額（令和７年１月～12 月の収入に対する税額）により算定します。そのため、年度途中に利用者負担額が変更となる場合があります。
・住民税の未申告等により市町村民税額の確認ができない場合は、最高階層の利用者負担額をお支払いいただきます。
・満３歳に到達した日の属する年度中は、満３歳未満の利用者負担額が適用されます。
・福崎町では入退園管理を月単位で行っているため、利用者負担額は１ヶ月分かかります。
・１号認定と２号認定（3 歳児クラス以上）の子どもの保育料は無料です。ただし、給食費（副食費）はかかります。給食費については下記を参照してください。
・利用者負担額以外に、絵本代・保護者会費等の別途実費負担があります。

【3 号認定の子どもの利用者負担額（令和７年 10 月１日時点）】

※3 号認定の子どもの給食費は利用者負担額に含まれています。

階層区分			保育標準時間	保育短時間
第１階層	生活保護世帯		0円	0円
第２階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第３階層	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	18,000 円	17,700 円
第４階層		97,600 円未満	30,000 円	29,500 円
第５階層		133,000 円未満	35,000 円	34,400 円
第６階層		169,000 円未満	44,500 円	43,700 円
第７階層		301,000 円未満	50,000 円	49,200 円
第８階層		397,000 円未満	52,000 円	51,100 円
第９階層		397,000 円以上	55,000 円	54,100 円

※　母子（父子）世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯の場合
第３階層世帯と認定された世帯は、最年長の子どもから順に１人目は 8,300 円、第４階層と認定された世帯のうち世帯の市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯については、最年長の子どもから順に１人目は 9,000 円、２人目以降は第３階層、第４階層ともに無料です。

※　多子世帯の場合
・世帯の市町村民税所得割額が 57,700 円以上の世帯については、小学校就学前までの範囲で認定こども園、保育所等を同時利用する場合、最年長の子どもから順に２人目は利用者負担額の欄に掲げる額の半額、３人目以降は無料です。
・所得割額 57,700 円未満の世帯は、小学校就学前までの年齢制限にかかわらず最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料となります。

【町内認定こども園の１号認定の子ども・２号認定の子ども副食費（令和７年度時点）】

認定区分	月～金曜日の利用	月～土曜日の利用
１号認定（給食費）	2,900 円	
２号認定（給食費）	3,600 円	4,200 円
２号認定（おやつ代）	800 円	920 円

・年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全世帯の第３子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。（1 号認定は小学校３年生までの範囲において、２号認定は小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもを一人目と数えます。）
・給食費等は、今後変更になる可能性があります。
・町外の施設を利用する場合、金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

《利用者負担額等の納付方法》

・町内公立認定こども園４施設の利用者負担額、町内園児送迎バス利用料、給食費（副食費）、及び町外私立保育所の利用者負担額の納付方法は口座振替です。その他の施設をご利用の方は、各施設にお問い合わせください。

《口座振替の申込手続》

・口座振替依頼書、通帳、届出印を持って、口座を開設されている金融機関の窓口で申込みしてください。口座振替申込日から口座振替開始まで 1～2 ヶ月程度かかります。
・口座振替依頼書は町内にある金融機関と教育委員会にあります。町外の支店で申込手続をする場合は、金融機関に口座振替依頼書がありませんので、教育委員会までご連絡ください。
・既に入園している兄弟姉妹が口座振替を利用している場合でも、新規入園した子どもについては、新たに申込みをしないと口座振替されませんのでご注意ください。

《口座振替ができる金融機関》

兵庫西農業協同組合	みなと銀行	ゆうちょ銀行	但馬銀行
播州信用金庫	但陽信用金庫	姫路信用金庫	三井住友銀行

《町内公立認定こども園、町外私立保育所の利用者負担額、園児送迎バス利用料の振替日》

（令和7年 10 月１日時点）

	公立認定こども園保育料	町外私立保育園保育料	園児送迎バス	町内・町外私立認定こども園保育料
４月分	５月下旬			各園にお問い合わせください。
５月分	６月上旬			
６月分	６月下旬			
７月～３月分	当月５日			

・上記振替予定日は、今後変更になる可能性があります。
・口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替します。
・再振替はしません。口座振替ができなかった場合は、後日納付書をお渡しします。
・町内私立認定こども園２施設の町内園児送迎バス利用料は教育委員会から納付書を送付します。（口座振替はご利用いただけません）。
・児童手当受給者が保育料を滞納している場合は、児童手当の支給の全額または一部をそれらの費用の支払いに充てる場合があります。

《町内公立認定こども園の給食費の振替日》

	１号認定	２号認定
４月分～７月分	翌月２０日(再振替：翌々月５日)	翌月２０日(再振替：翌々月５日)
８月分	夏期休暇のため、なし	９月 20 日(再振替：翌月５日)
９月分	９月 20 日(再振替：翌月５日)	
10 月～3 月分	当月 20 日(再振替：翌月５日)	当月 20 日(再振替：翌月５日)

※口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替えします。

４．幼児教育・保育の無償化について

子育て世帯を応援し、経済的負担を軽減させるため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育の無償化は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

《対象者》

①3～5 歳児までの全ての子ども
②0～2 歳児までの市町村民税非課税世帯の子ども

《対象費用》

施設・事業名	無償化対象範囲	手続
認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担額	全て無償	なし
認定こども園（1 号認定）・幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）	「保育を必要とする事由」(※1) に該当する場合 3～5 歳児:利用日数×450 円が限度（月額） （※1）「保育を必要とする事由」については、1 ページを参照してください。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。
認可外保育施設、一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用料	「保育を必要とする事由」に該当する場合 3～5 歳児:月額 37,000 円まで 0～2 歳児 (※2) :月額 42,000 円まで （※2）市町村民税非課税世帯に限ります。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

《対象外となる費用》

下記の費用は、保護者にご負担いただきます。

無償化の対象外となる費用	○おかず代、おやつ代、通園送迎費、行事費等 ○延長保育利用料

《施設等利用給付認定について》

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、従来の認定こども園等を利用していただくための認定は、「教育・保育給付認定」となり、新たに認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるための「施設等利用給付認定」が創設されました。

認定区分	対象の子ども		対象施設・事業
新 1 号認定	満 3 歳以上	保育の必要性の認定を受けない	新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等（どちらも町内にはありません）
新 2 号認定	満 3 歳以上	保育を必要とする事由に該当し保育の必要性の認定を受ける	認可外保育施設、一時預かり（幼稚園型・一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等 ※ファミリーサポートセンター事業については町内にはありません。
新 3 号認定	満 3 歳未満	保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定を受ける子どものうち、市町村民税非課税世帯の子ども	

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

番号	書類名	必要枚数	対象者
A	子育てのための施設等利用給付認定申請書（記載例 P.11）☆	申込児童 1 人につき 1 枚	全員
B	保育を必要とする状況が確認できる書類 （事由により所定の様式有り）	保護者 1 人につき 1 枚	全員
C	個人番号申告書（記載例 P.10）☆	世帯につき 1 枚	全員

B.　保育を必要とする状況が確認できる書類（3 ページを参照してください。）

C.　個人番号申告書（3 ページを参照してください。）

《申請期日》

・対象施設・事業等の利用を開始する前日までに提出してください。

・申請が間に合わなかった場合、対象施設・事業等の利用料は保護者負担となります。

5．その他の手続きについて

《申請内容に変更があったとき》

・申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請をおこなってください。
・保育を必要とする事由の変更には変更申請書とあわせて保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。
・認定変更申請をする場合は、変更希望月の前月 15 日（土日祝の場合、前開庁日）までに手続きが必要です。

《具体例》
・認定区分、保育必要量の変更　・家族構成の変更　・住所、氏名の変更
・保育を必要とする事由の変更（保護者が転職、離職する場合も申請してください）。

《入園辞退または退園したいとき》

・入園施設決定後に入園を辞退する場合は、速やかに入園申込辞退届を提出してください。
・退園する場合や福崎町外に転出する場合は、退園届を提出してください。
・入園申込辞退届や退園届を提出した後に、再度教育・保育施設の利用を希望する場合は、新たに利用申請をする必要があります。

6．町内認定こども園について

《開園時間》

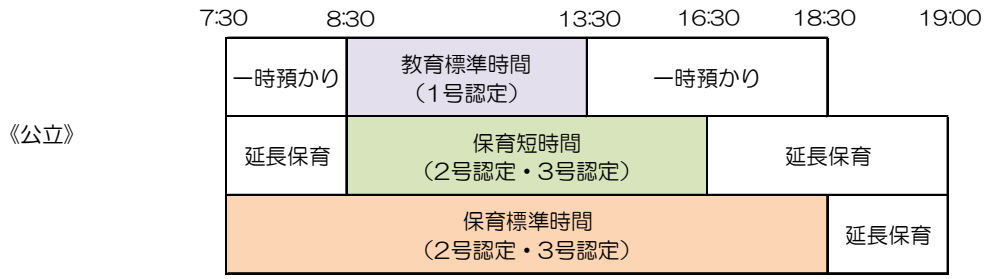

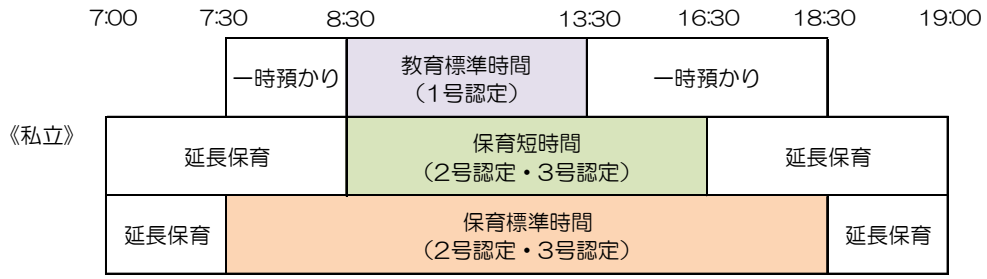

・一時預かり、延長保育には利用者負担額とは別に 1 時間につき 200 円がかかります。

《休園日》

・1 号認定の休園日は土曜日、日曜日、祝日、春休み（3/21～4/4）、夏休み（7/21～8/31）、冬休み（12/22～1/7）です。
・2・3 号認定の休園日は日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）です。
・上記の他、非常災害やその他特別な事情がある場合は、臨時に休園となる場合があります。

《園児送迎バス》

- 園児送迎バスは町内に限り運行します。
- 対象者は１号認定の子ども及び２号認定・３号認定の子どものうち短時間認定の子どもです。（1 号認定の子どもは行きのみの利用です）。
- 利用を希望する場合は、前月 15 日までに園児送迎バス利用申込書の提出が必要です。
- 利用料は子ども１人につき 2,800 円/月です。月途中からの利用開始、終了の場合でも利用料は１ヶ月分かかります。
- 乗車時刻は、教育委員会が指定した時刻となります。
- 非常災害や、その他特別な事情がある場合は運行休止となる場合があります。
- 利用を休止する場合は、利用を休止する前月 15 日（15 日が土・日・祝日の場合は前開庁日）までに、教育委員会に園児送迎バス利用休止届を提出してください。

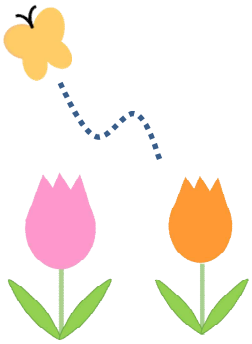

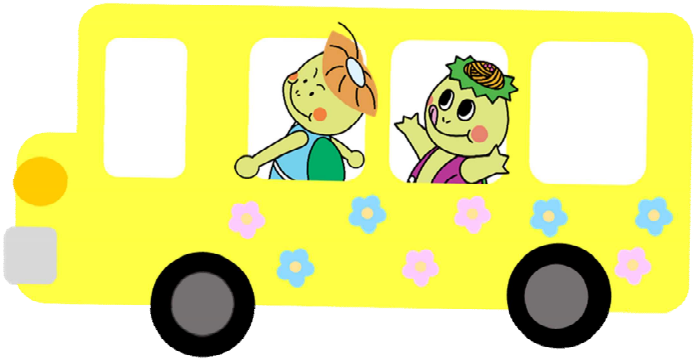

教育・保育給付認定申請書　兼　教育・保育施設利用申込書

（宛先）福崎町長　　申請日：　令和7 年　10 月　12 日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 福崎町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を閲覧すること（マイナンバー制度による情報連携を含む。）や、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等にたいして提示することに同意します。
2. 利用施設決定後に福崎町がこの申請書等に記載した内容及び子ども・子育て支援法の規定に基づく適切な教育・保育利用のために必要となる情報を、特定教育・保育施設等にたいして提供することに同意します。
3. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことに同意します。

以上のことに同意し、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び特定教育・保育施設等の利用を申込みます。

保護者	フリガナ	フクサキ　タロウ	現在の住所地	〒679−2280 福崎町南田原３１１６番地の１ ※令和6年1月2日以降に町外から転入された場合 令和6年1月1日時点の住所地⇒（　兵庫　都/道/府/県　〇〇　市/区/町/村）			
	氏　名	福崎　太郎					
	連絡先	（父携帯）	090-××××-××××	（母携帯）	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	（自宅）	0790-22-△△△△

申請子ども	フリガナ	フクサキ　サキコ	性別	生　年　月　日	年齢(R8.4.1時点)	地域型保育事業の利用（申請時点）
	氏　名	福崎　咲子	女	令和3年6月7日	4　歳	☑あり （施設名：△△保育園　　） ☐なし

利用希望施設名 （注）町外施設は、町内施設より上位に記載して下さい。	第1希望：××こども園	希望理由　自宅から近い	育児休業から復帰の方	☐希望する保育所等に入所出来ない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。
	第2希望：〇〇保育園	希望理由　職場から近い		
利用希望期間	令和　8　年　4　月から　　年　　月まで　・　小学校就学前まで			

希望する認定区分	希望する認定区分に☑を付けて下さい。（希望に沿えない場合もあります。）利用時間は各施設で異なりますので事前にご確認下さい。
	☐　教育標準時間認定(1号)　：　幼稚園・認定こども園(教育)等の利用を希望
	☐　保育標準時間認定(2・3号)　：　保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長11時間まで)
	☑　保育短時間認定(2・3号)　：　保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長8時間まで)
保育の必要理由	(2号・3号認定を希望する場合のみ) 該当する理由に☑を付けて下さい。
	(子から見た続柄) 父・母・その他（　　）　☑ 就労　☐ 妊娠出産　☐ 疾病障がい等　☐ 介護看護　☐ 災害復旧　☐ 求職活動　☐ 就学
	(子から見た続柄) 父・母・その他（　　）　☑ 就労　☐ 妊娠出産　☐ 疾病障がい等　☐ 介護看護　☐ 災害復旧　☐ 求職活動　☐ 就学
申請子どもについて	下記項目は、必要保育教諭数等の参考としますので正確にご記入下さい（下記項目による選考順位付けは行いません）。
	乳幼児検診や医療機関等で助言を受けたことや食事等や集団生活をする上で、配慮が必要なことがありますか？ ☐あり　⇒　（　　） ☑ない
	該当する項目に☑を付けて下さい。(該当なし ⇒ ☑) ☐身体障害者手帳あり　☐特別児童扶養手当認定 ☐療育手帳あり　☐手帳等の申請中・申請予定
	アレルギーの有無 ☑あり　⇒　（　牛乳　） ☐ない
	慢性疾患の有無 ☐あり　⇒　（　　） ☑ない
	(きょうだい同時申込の場合のみ) 希望する方に☑を付けて下さい。
	☑きょうだいで同施設を利用できる場合のみ希望
	☐きょうだいで別施設でも希望

身体上や発達上気になることがある場合等も記入してください。

世帯員全員記入して下さい。（世帯分離している場合でも同一敷地内に居住する世帯員や、単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む）。

申請子どもの世帯員（申請子ども除く）	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居 ※1	別居の場合の住所	備考 ※2
	フクサキ　タロウ 福崎　太郎	父	昭和62年　1月　1日	株式会社〇〇	☑有	〇〇県△△市XX	身・療・特・精・年
	フクサキ　ハナコ 福崎　花子	母	昭和62年　2月　2日	株式会社□□	☐有		身・療・特・精・年
	フクサキ　サクラコ 福崎　桜子	姉	平成28年　3月　3日	△△小学校	☐有		身・療・特・精・年 兵庫県 第〇〇〇〇〇号
			年　月　日		☐有		身・療・特・精・年
							身・療・特・精・年
			年　月　日		☐有		身・療・特・精・年
世帯の状況	該当する項目に☑を付けて下さい。（　該当なし⇒☐ ✓） ☐ひとり親世帯（ ☐ 離別 ・ ☐ 死別 ・ ☐ 未婚 ）　☐生活保護世帯						

【ひとり親世帯】にチェックをした場合、該当事由が確認できる戸籍謄本等を添付してください。

(※1)別居で生計を一にしている世帯員がいる場合には別居欄に☑して下さい。
(※2)世帯員が身体障害者手帳(身)、療育手帳(療)、特別児童扶養手当(特)、精神障害者保健福祉手帳(精)、障害基礎年金(年)の交付を受けている場合は、該当するものに〇をつけ、あわせて記号番号を記入して下さい。

祖父母の現況	続柄		氏　名	生年月日	住　所	電　話	就労の有無
	父方	祖父	福崎　一郎	昭和31年　5月　5日	△△県××市〇〇	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	有 ・ 無
		祖母	福崎　正子	昭和31年　6月　6日	同　上	080-△△△△-△△△△	有 ・ 無
	母方	祖父	山田　勝	昭和36年　7月　7日	××県〇〇市△△	090-××××-××××	有 ・ 無
		祖母	山田　和子	昭和36年　8月　8日	同　上	090-□□□□-□□□□	有 ・ 無

個人番号申告書

教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書の保護者欄に記入された方の名前、個人番号等を記入してください。

申請日：　R7 年　10 月　12 日

福崎町長　様

私は、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請、施設等利用給付認定の申請にあたり個人番号確認資料及び身元確認資料を提示して個人番号を申告します。

また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び本人確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

保護者氏名（※1）	性別	生年月日	住所
福崎　太郎	男・女	昭和61年　1　月　1　日	福崎町南田原３１１６番地の１

個人番号											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

（※1）申請書の「保護者」欄に記入した方と同じ方が自署してください。

上記保護者以外で生計を同一にされる世帯員全員に[illegible]任等で別居中の保護者についても記入が必要です。

上記保護者から見た続柄を記入してください。

世帯員氏名	続柄	個人番号											
福崎　花子	妻	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
福崎　桜子	子	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
福崎　咲子	子	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5

教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書の申請子どもの世帯欄に記入された方全員の名前、続柄、個人番号を記入してください。

（上記保護者と書類の提出者が異なる場合のみ記入）

委任状

上記保護者以外の方が申請に来られる場合のみ、申請に来られる方の名前等を記入してください。

上記保護者以外の方が申請に来られる場合のみ、保護者氏名欄に記入、押印をお願いします。

下記の者を代理人と定め、個人番号提供に関する権限を委任します。

保護者氏名　福崎太郎　（福崎）

代理人（※2）氏名	性別	生年月日	住所
福崎　花子	男・女	昭和61年　2　月　2　日	福崎町南田原３１１６番地の１

（※2）代理人が書類を提出する場合、本人確認書類は代理人のものを提示してください。

利用目的について	提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付等に係る支給に関する事務、施設等利用費に係る支給に関する事務であって法令に定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

※提出された個人番号は、福崎町において厳重に保管・管理します。受付施設等では保管・管理しません。

※保護者が他の世帯員から個人番号の提供を受ける場合には、上記「利用目的について」を他の世帯員にも明示してください。

【福崎町使用欄】

個人番号確認書類	本人確認書類	
	顔写真付き身分証明（1点のみ）	その他の確認書類（2点必要）
□個人番号カード（裏面） □個人番号通知カード □個人番号が記載された住民票等	□個人番号カード（表面） □運転免許証 □パスポート □住基カード（写真有） □療育手帳 □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □在留カード又は特別永住者証明書	□各種健康保険被保険者証 □各種共済組合の組合証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証

※子ども・子育て支援法施行規則第2条第1項による

申請日：　令和 7 年 10 月 12 日

子育てのための施設等利用給付認定申請書

（宛先）福崎町長

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

施設の利用開始日を記入してください。既に利用している場合でも、認定は申請日より前に遡れません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付

認定希望日（施設利用開始日）	令和 8年 4月 1日

保護者	フリガナ	フクサキ　タロウ	申請子どもとの続柄	父	居住地	〒 679-2280	
	氏名	福崎　太郎				福崎町南田原３１１６番地の１	
	連絡先	（父携帯）090-××××-××××	（母携帯）090-●●●●-●●●●			（自宅）	
申請子ども	フリガナ	フクサキ　サキコ	性別	女	生年月日	年齢(R8.3.31現在)	
	氏名	福崎　咲子			令和 3 年 4月 4日	4 歳 ※認定希望日直前の3月31日時点の年齢	

認定種別	☑ 申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３ ☐ 申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３

子どもが３歳未満（認定日直前の３月３１日時点）の場合、住民税非課税世帯のみが対象です。

保育の必要理由	該当する☐にレ点を付けて下さい。							
	（子から見た続柄）父・母・その他（　）	☑ 就労(月48時間以上)	☐ 妊娠出産	☐ 疾病障害等	☐ 介護看護	☐ 災害復旧	☐ 求職活動等	☐ 就学
	（子から見た続柄）父・母・その他（　）	☑ 就労(月48時間以上)	☐ 妊娠出産	☐ 疾病障害等	☐ 介護看護	☐ 災害復旧	☐ 求職活動等	☐ 就学

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所(※1)	（母親）	兵庫県〇〇市●●町××ー× ☐ 現住所と同じ	（父親）	兵庫県〇〇市●●町××ー× ☐ 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所(※2)	（母親）	☑ 現住所と同じ	（父親）	☑ 現住所と同じ

※1、2　転入前の住所が町外である場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。（世帯分離している場合や単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む。）

申請子どもの世帯員（申請子ども除く）	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居	別居の場合の住所
	フクサキ　タロウ 福崎　太郎	父	昭和61年 1月 1日	株式会社〇〇	☑有	〇〇県△△市××町●ー〇
	フクサキ　ハナコ 福崎　花子	母	昭和61年 2月 2日	株式会社□□	☐有	
	フクサキ　サクラコ 福崎　桜子	姉	平成27年 3月 3日	△△小学校	☐有	
			年　月　日		☐有	
			年　月　日		☐有	
			年　月　日		☐有	
			年　月　日		☐有	

＜必ず裏面も記入して下さい＞

幼稚園・認定こども園を1号認定で教育利用する（予定含む）方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒　　－　　TEL　　（　　）
施設名		利用開始予定日	年　　月　　日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
○○ホイクエン ○○保育園	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒679－2200 ○○市△△町XX－X TEL：XXXX－XX－XXXX	令和8年　4月1日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　　－ TEL：　　－　　－	年　　月　　日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　　－ TEL：　　－　　－	年　　月　　日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　　－ TEL：　　－　　－	年　　月　　日

利用している施設・事業をすべて記入してください。

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

保育必要理由		母親の状況		父親の状況	
就労	就労種別	☑ 居宅外労働 ☐ 自営　⇒　☐ 自宅　☐ 中心者　☐ 自宅以外　☐ 協力者 ☐ 内職　☐ その他：（　　）		☑ 居宅外労働 ☐ 自営　⇒　☐ 自宅　☐ 中心者　☐ 自宅以外　☐ 協力者 ☐ 内職　☐ その他：（　　）	
	通勤手段・時間	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（　　） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（　　） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
		通勤時間	約　10　分（片道時間を記入して下さい。）	通勤時間	約　30　分（片道時間を記入して下さい。）
妊娠・出産（申請時点）		☐ 無 ☐ 有　⇒　（予定日）　　年　　月　　日			
疾病・障害等		（疾病・障害名）　（手帳交付） ☐ 有　☐ 無		（疾病・障害名）　（手帳交付） ☐ 有　☐ 無	
介護・看護	被介護者名	（申請子どもとの続柄：　　）		（申請子どもとの続柄：　　）	
	傷病・障害名				
	受診等の状況	☐入院中　通院（月・週　　回）		☐入院中　通院（月・週　　回）	
		☐通所・通学（週　　回） 施設名（　　）		☐通所・通学（週　　回） 施設名（　　）	
就学	通学手段・時間	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（　　） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（　　） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
		通学時間	約　　分（片道時間を記入して下さい。）	通学時間	約　　分（片道時間を記入して下さい。）
求職活動等		活動の内容：		活動の内容：	
災害復旧		災害の状況：		災害の状況：	